



## 車が突然走らなくなったら？

～釜石自動車道で車が故障してしまった時にやって頂きたいこと～

釜石自動車道では、故障やガス欠などの理由で、車が停止してしまう事案が多発しております。

道路交通法第75条の8により、高速道路では、原則、駐停車をしてはならないと定められているところですが、例外として、故障などの理由で、やむを得ず路肩に駐停車することは認められております。しかしながら、高速道路上での駐停車は、後続車両からの追突のリスクなどがあり、大変危険です。今回はやむを得ず高速道路上で車が停車してしまった場合にやって頂きたいことをお伝えします。

### 1. ハザードランプを点灯して路肩に寄せてください

運転中にトラブルが発生した際、まずハザードランプを点灯させ、路肩へ停車してください。

可能であれば、直線で見通しの良い場所や非常駐車帯へ停車してください。

### 2. 発煙筒や停止表示機材を車両の後ろに置いてください

停止表示板や発煙筒などで通行している車に停止していることを知らせてください。

### 3. ガードレールまたはガードパイプ(以下ガードレール等)の外側に避難してください

安全な外側に避難してください。なお、橋や高架など、外側に避難できない場所については、追突された際に巻き添えにならないように車から離れた場所に避難してください。

### 4. 非常電話か携帯電話で救援依頼をしてください

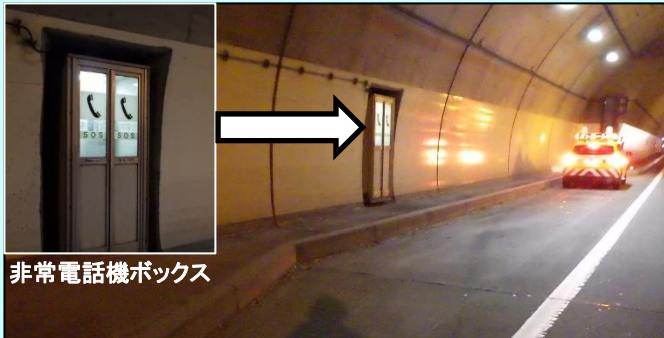
トンネルの中での事故や、火災などが発生した際は、非常駐車帯にある非常電話機からも通報が可能です。各電話機には「警察」、「消防」のボタンがあり、それぞれの機関に繋がります。



▲ 直線で見通しの良い場所



▲ ガードレール等の外側に避難



▲ トンネル内の非常駐車帯



▲ 非常電話機

故障車は増加傾向にあり、特に多いのがエンジントラブルやタイヤのバーストによるものです。やむを得ず駐停車した場合、その場所によっては交通の妨げになったり、事故の一因にもなりかねません。大型車であれば、通行止めを行うこともあります。運転前の車両点検や、ガソリンの残量のチェックを行い、安全な通行を心がけてください。

花巻維持出張所は、E46釜石自動車道(東和IC～釜石JCT)を管理しています。

道路のことでお気づきの点は、道路緊急ダイヤル

#9910 までお電話ください。

道路の異状を発見したら

道路緊急ダイヤル #9910

南三陸沿岸国道事務所のホームページもぜひご覧下さい！！

南三陸沿岸国道事務所

検索

<https://www.thr.mlit.go.jp/minamisanriku/annai/index.html>